

# 家畜保健衛生所の現状と課題

白井幸夫<sup>†</sup> (全国家畜衛生職員会会長)



## 1 家畜保健衛生所の変遷

家畜保健衛生所（以下、「家保」という。）は、家畜保健衛生所法に基づいて、地方における家畜衛生の向上を図り、畜産の振興に資することを目的に全都道府県に設置されている。

日本の畜産業が昭和30年代後半から著しい経済成長と食生活の高度化を背景として飼養規模の拡大等飛躍的な発展を遂げる中、家保においては、国が定めた家畜保健衛生所再編整備方針（昭和40年11月）により再整備が進められ広域家畜保健衛生所となった。

また、再整備と併せて、従来の主力業務であった豚コレラ予防注射等を中心とした業務は民間獣医師に移行し、昭和46年の家畜伝染病予防法の一部改正により家畜畜産物衛生指導協会の誕生となった。さらに、同年に家畜伝染病予防法が一部改正（目的に「まん延防止」の追加、届出伝染病の条項追加、法定伝染病の追加、自主防疫条項の追加等）されるなど、家畜衛生情勢の変化に応じて、その後の家保業務はますます専門化、高度化、多様化し、現在に至っている。

## 2 家保の現状と課題

### (1) 施設の統廃合，職員数の削減

平成19年5月、農林水産省が取りまとめた「獣医師の需給に関する検討会報告書」等によれば、獣医師の総数は、現状程度の養成数（毎年1,000人程度）で全体的需給はほぼ均衡するとしているが、産業動物診療獣医師が大幅に減少するほか、家畜衛生行政や公衆衛生行政に携わる公務員獣医師の確保が困難になるとの見通しを示している。

そのような中、各都道府県では行財政改革の一環で組織再編が進み、施設の統廃合、職員数の削減を余儀なくされてきた。全国家畜衛生職員会の調査によれば、全国の家保数及び獣医師職員数は、平成12年（BSE発生の前年）には、183カ所、2,085人（うち女性360人）で

あったが、10年後の平成22年度には167カ所、2,060人（うち女性614人）に減少している。その反面、女性職員は年々増加し、全職員数に占める割合も上昇しているが、女性職員にとって配慮された職場環境（制度等の取得環境を含む）になっているとはいえない。

### (2) 家保業務の変化

家保の業務は、家畜伝染病予防法に基づく家畜の法定伝染病及び届出伝染病の発生予防・まん延防止が大きなウエイトを占めてきたが、BSE発生を契機に生産現場における食の安全に関わる事業（動物由来感染症の監視・指導、飼養衛生管理技術の普及や生産衛生管理体制の推進等）が加わり、仕事量も大幅に増大してきた。また、学校飼育動物や野生動物の保護に関わる業務対応も増えてきている。

さらに事業内容の変化は、地域全体を把握できた時代から特定の農家に対しピンポイントで検査・指導に入る業態へと変わっていった。

### (3) 経験則世代からマニュアル世代へ

現在の家保の職員構成は、豚コレラ、鶏のニューカッスル病等の発生を経験してきたいわゆる「団塊の世代」の大量退職により、急性伝染病の防疫措置（殺処分、焼埋却等）を経験していない世代が多数を占めるに至っている。

家保における伝染病等の検査・診断技術は近年、検査・分析機器等の整備がかなり進んだこともあり、その能力は格段に上がったが、反面、職員にとっては、家畜に接する機会、農家と対話する機会が減り、獣医師としての基本的な技術（家畜の保定、採血・注射技術等）の低下やコミュニケーション不足が危惧されるようになった。

## 3 家保の今後

農林水産省は、平成22年8月、10年後の平成32年度を目標年度とした「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」を定め、その中で緊急の課題として産業動物獣医師及び都道府県等公務員獣医師の養成・確保を掲げ、社会的ニーズに即した安全で良質な畜産物を安

<sup>†</sup> 連絡責任者：白井幸夫（千葉県中央家畜保健衛生所）

〒262-0011 千葉市花見川区三角町656

☎043-250-4141 FAX 043-286-0090

E-mail : s.shri3@pref.chiba.lg.jp

定的に提供するためには、一層の獣医療提供体制の整備の強化が必要であるとしている。

また、22年11月、国の口蹄疫対策検証委員会報告書では、各都道府県は計画の策定を進めるに当たり、今回の口蹄疫発生の教訓を十分生かしていく必要があるとしている。都道府県にあっては、国の基本方針を踏まえ施設整備と併せた家保数・職員定数の見直し及び待遇改善等の再編整備計画を策定し、その実現に向けて早急に取り組むべきである。

今後とも畜産に求められる食の安全という社会的要請は衰えることはなく、家保業務の守備範囲はますます広

がっていくものと思われる。併せて家畜伝染病の大規模な発生に備えた危機管理体制への備えを怠る訳にはいかない。それに耐えうる家保組織、人材の育成を図っていかねばならない。

我々家保職員は、家畜衛生抜きでは畜産振興はあり得ないことを再認識し、今回の口蹄疫発生を教訓とし、「禍転じて福となす」の諺にあるように獣医療わさびいに関わる国の基本方針等々を追い風と捉え、自ら意識改革に取り組みねばならない。今が改革のスタート、チャンスであり、自ずと道は開けると信じて止まない。